

# 予防接種に関する情報提供の現状について

平成22年6月16日  
厚生労働省 健康局 結核感染症課

## 予防接種に関する情報提供の現状について(1)

### 現状について

予防接種法においては、

○予防接種法では、国は、国民が正しい理解の下に予防接種が受けられるよう、予防接種に関する知識の普及を図るものとされている。

〔 予防接種法第19条第1項

国は、国民が正しい理解の下に予防接種が受けられるよう、予防接種に関する知識の普及を図るものとする。 〕

○予防接種法施行令では、市町村長は、予防接種の実施について、公告を行う他、被接種者等に対し、接種期間や注意事項等について周知するものとされている。

〔 予防接種法施行令第6条

市町村長は、法第3条第1項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による公告を行うほか、当該予防接種の対象者又はその保護者に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項その他必要な事項を周知しなければならない。 〕

○予防接種実施規則では、あらかじめ被接種者等に対して、予防接種の効果及び副反応について当該者の理解を得られるよう、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。

〔 予防接種実施規則第5条の2

予防接種を行うに当たっては、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、予防接種の効果及び副反応について当該者の理解を得られるよう、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。

予防接種法実施規則第7条

予防接種を行うに当たっては、被接種者又はその保護者に対して、次の項を知らせなければならない。

- 一 高熱、けいれん等の症状を呈した場合には、速やかに医師の診察を受けること。
- 二 医師の診察を受けた場合には、速やかに当該予防接種を行った都道府県知事又は市町村長に通報すること。
- 三 前二号に掲げる事項のほか、接種後の安静その他接種後に特に注意すべき事項

等により実施されている。

## 予防接種に関する情報提供の現状について(2)

### 予防接種法に基づく定期接種に関する情報提供

#### 【定期(一類疾病及びインフルエンザ)の予防接種実施要領】

- ①予防接種の概要、予防接種の効果及び副反応その他接種に関する注意事項等について、十分な周知を図る。
- ②予防接種の対象者の保護者に対して、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でない者、接種に協力する医師その他必要な事項を周知すること。
- ③保護者に対する周知を行う際は、母子健康手帳の持参、費用等も併せて周知する。
- ④予防接種の対象者に外国籍の児が増えていることから、英文等による周知等に努める。
- ⑤一類疾病に係る定期の予防接種を行う際の周知方法については、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努める。

## 予防接種に関する情報提供の現状について(3)

### 新型インフルエンザワクチン接種に関する情報提供

#### 【新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種に関する事業実施要綱】

新型インフルエンザワクチンの安全性や有効性、ワクチンの接種スケジュール、接種場所、必要な書類、接種費用などの接種に必要な情報を国民等に幅広く周知する。

- ①国は、ワクチン接種に係るデータの収集、分析を行うなど十分に安全性や有効性の確保に努めるとともに、その安全性や有効性に関する知見等について、各種の広報媒体を活用して積極的かつ迅速に周知する。また、接種事業の趣旨や内容等について周知する。さらに、最新の知見等を踏まえたワクチン接種に係るQ&Aの作成や地方自治体が活用できるパンフレット案の提示など、地方自治体の情報提供を積極的に支援する。
- ②都道府県等は、ホームページ、パンフレット、広報誌等の様々な広報媒体を活用し、地方自治体ごとの具体的な接種スケジュールや受託医療機関のリスト、接種費用、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報について、住民に対して周知する。
- ③市町村は、市町村は、受託医療機関のリストや市町村における負担軽減措置の内容等について、都道府県に提供するとともに、都道府県と連携しながら、広報誌やホームページ等を活用して、接種が受けられる時期、受託医療機関のリスト等について、住民に対して周知する。

